

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 事業のご案内

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業とは

ひとり親家庭の母または父である方の就業を支援するため、受講前に市が指定した対象講座について、受講修了後に受講に要した経費の一部を給付するものです。

給付を受けるためには、市が、講座を受けることが適職に就くために効果があると認めて指定する必要があるため、講座受講前の相談と自立支援プログラムの策定等が必要です。

令和6年8月

神戸市こども家庭局子育て支援課

1. 支給の対象となる方 以下のすべてに該当する方

- (1) 神戸市内に住所を有する児童（20歳未満）を扶養する配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）のない女子又は男子（注1）
- (2) 自立支援プログラム策定等（ヒアリングシートの作成）をされている方（注2）
- (3) 過去に本事業による教育訓練給付を受けていない方
- (4) 生活保護を受けていない方
- (5) 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（入学準備金）」「介護福祉士修学資金貸付」「保育士修学資金貸付」「介護福祉士実務者研修受講資金貸付」「修業機関独自の貸付金（学資を内容とし、償還免除規定があるもの）」等、学資を内容とする他制度（就業継続等による免除規定があるもの）を受けていないこと

（注1）

「配偶者のない女子又は男子」とはたとえば次のような方です

- 配偶者と死別した女子又は男子であって、現に婚姻をしていないもの
- 離婚した女子又は男子であって、現に婚姻をしていないもの
- 配偶者の生死が長期にわたって明らかでない女子又は男子
- 配偶者から長期にわたって遺棄されている女子又は男子
- 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働力を失っている女子又は男子
- 婚姻によらないで母又は父となった女子又は男子で現に婚姻をしていないもの

（注2）

自立支援プログラムの策定等とは、お住まいの区役所・支所で受講前の相談の際に、生活状況や所得する資格等の目標設定、講座修了後や資格取得後の就労計画についてお伺いし、「ヒアリングシート」を作成することです。講座指定申請や受講修了後の給付金の申請では、作成した「ヒアリングシート」のコピーの提出が必要となります。

なお、就労に向けた計画が十分に立てられていない場合や、より専門的な相談をご希望される場合は、ひとり親家庭支援センターや区を巡回して実施している就業相談をご案内しています。

神戸市ひとり親家庭支援センター就業相談【予約制】（各区にチラシあり）

- センターでの個人相談
- | | | |
|------|-----------|-------------|
| 第1土曜 | 第3土曜（奇数月） | 10：00～16：00 |
| 第5木曜 | | 10：00～16：00 |
| 第4木曜 | | 13：00～19：00 |

- 各区巡回相談（10：00～16：00）
- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 東灘区 | 第4月曜 | 須磨区 | 第3月曜 |
| 灘区 | 第2月曜 | 垂水区 | 第3火曜 |
| 中央区 | 第1月曜 | 北区 | 第2火曜 |
| 兵庫区 | 第1木曜 | 西区 | 第1火曜 |
| 長田区 | 第4火曜 | 北神区 | 第3水曜 |

- ハローワーク神戸 第3木曜 10：00～16：00

神戸市ひとり親家庭支援センター

神戸市立総合福祉センター3階（湊川神社西） ☎341-4532

予約等については、神戸市ひとり親家庭支援センターのWEBページをご確認ください。
(<https://kobe-hitorioyashien.com/soudan-work>)

2. 対象講座

- (1) 雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- (2) (1)に該当しないが、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、資格取得のための養成機関で修業する場合
※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金・50万円）との併用はできません。

雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座は、検索サイトをご参照ください。
(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>)

3. 支給額 ※下記のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給されません。

- (1) 受講する講座が雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座である場合
 - ① 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方
…経費の60%相当額（上限20万円）
 - ② 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方
…(1)①に定める額から雇用保険法による教育訓練給付金の額を差し引いた額
※雇用保険法による一般教育訓練給付金を受給される場合は40%相当額、特定一般教育訓練給付金を受給される場合は20%相当額となります。
- (2) 受講する講座が雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座である場合
 - ① 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方
…経費の60%相当額
(上限:修業年数×40万円・160万円を超える場合は160万円(40万円×4年))
※修業年数の算定にあたり、1年に満たない月数は1年とします(1年6ヵ月→2年)

教育訓練修了後1年以内に資格を取得し就職した場合、追加で経費の25%
(本給付との合計85%、年間上限60万円、最大240万円)相当額を給付
 - ② 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方
…(2)①に定める額(上限:修業年数×40万円・160万円を超える場合は160万円(40万円×4年))から雇用保険法による教育訓練給付金の額を差し引いた額

教育訓練修了後1年以内に資格を取得し就職した場合、追加で経費の25%
(本給付との合計85%、年間上限60万円、最大240万円)相当額を給付

※受講修了後1年以内に雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、専門実践教育訓練給付金の支給額が70%(令和6年10月1日以降は最大で80%)相当額となるため、上記との差額を支給します。

(3)受講する講座が上記(1)(2)に該当しないが、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受けて資格取得のために修業する場合

…経費の60%相当額

(上限:修業年数×40万円・160万円を超える場合は160万円(40万円×4年))

※ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受給している場合であっても、受講する講座が一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座である場合、上限額は(1)のとおりです。

教育訓練修了後1年以内に資格を取得し就職した場合、追加で経費の25%
(本給付との合計85%、年間上限60万円、最大240万円)相当額を給付

※大学等修学支援法による入学金・授業料の減免(高等教育の修学支援新制度)、学校独自の減免等を受ける場合は、減免後の額(実際に負担した額)を経費とします。

経費に含まれるもの

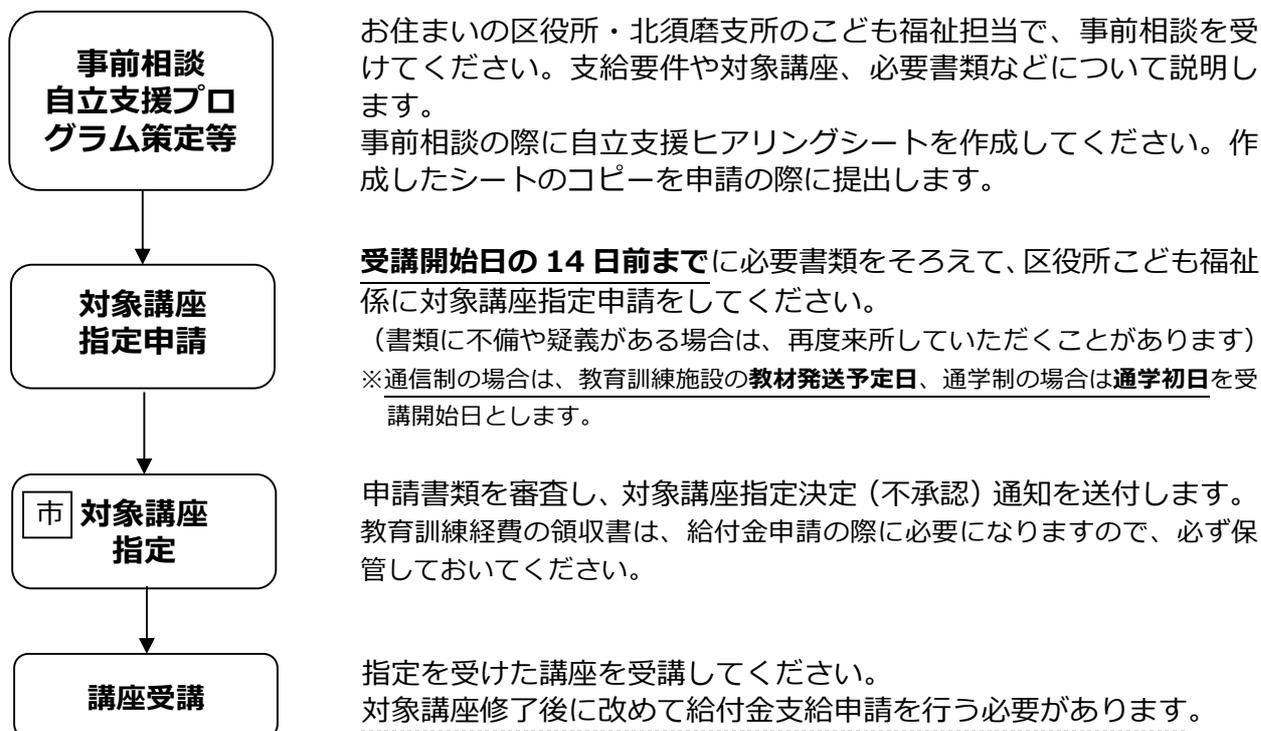
入学金、受講料(受講に際して支払った受講費・授業料・教科書代・教材費)、左記にかかる消費税

経費に含まれないもの

検定試験の受験料、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、各種行事参加費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、通学交通費、パソコン等の器材、施設設備費等

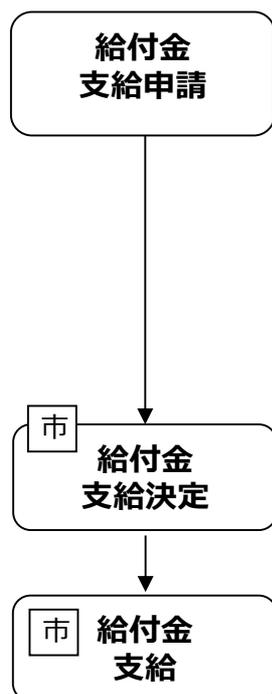
4. 手続きの流れ

【講座受講前】



※2.(1)(2)に該当する講座受講中に1.の要件に該当された場合は、受講開始後であっても対象講座指定申請を受け付けます。その場合は、申請日の属する月以降の経費及び修業年数を支給対象とします。

【講座修了後】



対象講座の受講修了日から1ヶ月以内、もしくは支給単位期間（6ヶ月）の最終受講日から1ヶ月以内に、必要書類をそろえて、区役所・北須磨支所こども福祉担当に支給申請をしてください。

（書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります）

※受講修了後1年以内に資格取得及び就職をして追加支給を受ける場合は、対象講座受講修了日の翌日から起算して1年以内に就職した日から30日以内に申請してください。

※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、先に教育訓練給付金の支給申請を行い、支給決定後1ヶ月以内に申請してください。

申請書類を審査し、給付金支給決定（不承認）通知を送付します。

給付金支給決定後、給付金を指定の金融機関に振り込みます。

★（特例）支給単位期間（6ヶ月）ごとの支給について

制度改正により、令和6年8月30日以降に講座指定申請をされる方で、

- ・専門実践教育訓練の指定講座を受講
- ・雇用保険法の教育訓練給付金の支給を受けることができない

上記を満たす方については、支給単位期間（6ヶ月）ごとに給付を受けることが可能となります。

受講前に、養成機関より期間ごとの受講証明書の発行が可能か、確認が必要です。

また、受講開始後に支給方法の変更はできません。

支給単位期間ごとの支給額（受講費用の6割相当額）は、該当支給申請時点で支払済みの入学金、受講費用から算定します（年間上限40万円）。

5. 申請に必要な書類

(1) 対象講座指定申請のとき

①対象講座指定申請書 …所定の様式

- ・申請者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。

②自立支援ヒアリングシート（コピー）

③受講を希望する講座の教育訓練施設名・講座名・教育訓練機関・経費が記載された書類

④個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

マイナンバーカード、通知カード等

- ※マイナンバーカード以外の場合は、本人確認書類として、運転免許証等の顔写真入りの証明書1点又は公的書類（健康保険証等）2点が必要です。

【受講する講座が雇用保険法による教育訓練給付金の対象講座であって、教育訓練給付金の受給資格がない方】

- ・『教育訓練給付金支給要件回答書（教育訓練）』

（雇用保険加入歴がない方は『雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書』）

⇒住所地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）で発行されます。

【専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方】

- ・教育訓練給付金の受給資格者証

【児童扶養手当を受給していない方】

- ・ひとり親家庭であることを証明する書類（戸籍謄本・遺族年金証書など）

(2) 給付金支給申請のとき

- ①給付金支給申請書 …所定の様式
- ②自立支援ヒアリングシート（コピー）
- ③教育訓練講座修了証明書・修了証書（受講開始日及び受講修了日が分かるもの）
※支給単位期間（6ヶ月）ごとに支給申請の場合は、期間ごとの受講証明書
- ④教育訓練経費の領収書（③・④は教育訓練施設の長が発行したもの）
- ⑤給付金振込口座番号が分かるもの（預金通帳など）
※児童扶養手当の振込口座を指定した場合は不要です。

【雇用保険法による一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練の受給資格がある方】

- ・『教育訓練給付金支給・不支給決定通知書』（ハローワークが発行したもの）

【雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方】

- =被保険者として雇用された場合の追加給付を受けておらず差額が生じることを証明する書類として
- ・『教育訓練給付金の受給資格者証（受給額が印字されているもの）』（ハローワークが発行したもの）
 - ・受講修了日翌日から1年経過以後に発行された『雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書』

【児童扶養手当を受給していない方】

- ・ひとり親家庭であることを証明する書類（戸籍謄本・遺族年金証書など）

(3) 給付金追加支給申請のとき

- ①給付金支給申請書（追加支給用） …所定の様式
- ②自立支援ヒアリングシート（コピー）
- ③教育訓練講座修了証明書・修了証書（受講開始日及び受講修了日が分かるもの）
※支給単位期間（6ヶ月）ごとに支給申請の場合は、期間ごとの受講証明書
- ④教育訓練経費の領収書（③・④は教育訓練施設の長が発行したもの）
- ⑤給付金振込口座番号が分かるもの（預金通帳など）
※児童扶養手当の振込口座を指定した場合は不要です。
- ⑥資格を取得したことを証明する書類（コピー）

【児童扶養手当を受給していない方】

- ・ひとり親家庭であることを証明する書類（戸籍謄本・遺族年金証書など）

【雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方】

- ・『教育訓練給付金支給・不支給決定通知書』（ハローワークが発行したもの）
- ・専門実践教育訓練給付金受給資格者証（ハローワークが発行）

6. 給付金支給申請にあたっての注意事項

- ① 1の条件に全て該当しても、次に当てはまる場合には給付金は支給されません。
 - ・対象講座指定申請後に講座の受講を中止した場合
 - ・対象講座指定申請後に1で挙げた条件に該当しなくなった場合（例：婚姻、子の20歳到達）
 - ・給付金支給申請時に教育訓練経費（受講に要した費用）の領収書および教育訓練講座修了証明書（共に教育訓練施設長が発行したものに限り）を提出できない場合
- ② 給付金支給申請時に受講料を分納していた場合、その時点で支払った金額のみ教育訓練経費として給付の対象となります（クレジットカードによる支払の場合を除く）。

就業に関するご相談は、ぜひ『神戸市ひとり親家庭支援センター』をご活用ください。

神戸市ひとり親家庭支援センター

専門の職業アドバイザーが就業に関する相談を受けます。

相談（予約制）

センターでの個人相談	・・・	第1土曜	10:00～16:00
		第3土曜（奇数月）	10:00～16:00
		第5木曜	10:00～16:00
		第4木曜	13:00～19:00
各区保健福祉課 （こども福祉担当）	・・・	中央区 第1月曜	西区 第1火曜
		兵庫区 第1木曜	灘区 第2月曜
		北区 第2火曜	須磨区 第3月曜
		垂水区 第3火曜	東灘区 第4月曜
		長田区 第4火曜	北神区 第3水曜
ハローワーク神戸	・・・	第3木曜	10:00～16:00

詳しくは、神戸市ひとり親家庭支援センター（☎341-4532）まで

〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1
神戸市総合福祉センター3階（湊川神社西側）

問 い 合 わ せ 先 （こども福祉担当）			
東灘区役所	841-4131（代）	北須磨支所	793-1212（代）
灘区役所	843-7001（代）	垂水区役所	708-5151（代）
中央区役所	335-7511（代）	北区役所	593-1111（代）
兵庫区役所	511-2111（代）	北神区役所	981-5377（代）
長田区役所	579-2311（代）	西区役所	940-9501（代）
須磨区役所	731-4341（代）	こども家庭局子育て支援課	322-0249

詳しくは、お住まいの区役所・北須磨支所保健福祉課こども福祉担当まで

